



開業医の教科書® ダウンロードコンテンツ

開業医が税務調査で 最低限知っておきたい 9つのポイント

税理士法人テラス

[東京オフィス]

〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス]

〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>





税務署は、過去に確定申告で支払った税金の額が正しいかどうかを、税務署の国税調査員が調査し、確認・指導することができます。

これが「税務調査」であり、個人開業の医院でも、医療法人であっても、税務調査がやってくることがあります。

税務調査は、開業医の先生にとって調査期間中は業務に支障が生じるなどの負担が生じてしまいますが、拒否することができません。

これは、強制調査であっても、任意調査であっても同様です。

強制調査	脱税等違法の疑いがある者に対して、国税局査察部(=マルサ)が裁判所の令状を得たうえで行う調査。犯罪の取締りが前提となっており、強制調査に該当するケースは稀。
任意調査	税務署が任意で納税者に対して行う調査。ほとんどの場合は任意調査に該当する。

税務調査を拒否すれば、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処せられてしまいます(国税通則法第128条)。

今回、開業医の先生が税務調査(任意調査)で最低限気をつけなければいけないポイントについてお伝えします。



Point 1 税務調査は不正の有無に関わらずやってくる

冒頭でお伝えしたとおり、税務調査には**強制調査**と**任意調査**があります。

そのうち、任意調査については、不正の有無に関わらず行われるものなので、いつやってきてもおかしくありません。

実際、ほとんどの税務調査は強制調査ではなく任意調査です。

任意調査が行われる基準は、明確に決まっているわけではないですが、**概ね次のことを理由として行われる**と言われています。



任意調査が行われる理由

- 最後の税務調査から何年も経過している
- 開業してから3年以上経過している
- 該当する年や地域で注目すべき事件が起きた
- 収益に対する費用の割合や内容が、他医院の傾向と異なる
- 数年にわたり事業所得を赤字で申告している
- 消費税の課税対象の売上が、毎年1,000万円をわずかに下回る

医院・クリニックによって税務調査の頻度は違いますが、不正を行った覚えがなくても、いずれはやってくることは認識しておきましょう。



Point2

税務調査の連絡が来たら遠慮なく日程調整する

事前連絡もなく、突然調査官が診療所にやってきて税務調査を求められることがあります。すぐに応じる必要はありません。

というのも、平成23(2011)年の税制改正により、次のことが明確に制定されています。

- 税務署は基本的には納税者に通知をすること
- 納税者から調査日時を変更するよう求められたら、税務署は納税者と協議すること
- 税務署員の税務調査の遂行に支障を及ぼす場合は、事前通知は必要ない

つまり、よほどのことがない限り、税務署は納税者に対して事前通知が必要になります。

また、事前通知がやってきたとしても、日時や場所の変更を求め、調整することが可能になります。

「休診日に来てほしい」「税理士の都合を確認したい」と言って、後日改めて税務調査官に来てもらうようにしましょう。

そして、改めて調査官がやってくるまでの間に、顧問税理士に連絡して相談して、準備資料を用意しましょう。





Point3 税務調査の連絡が来ても過度に不安にならないこと

税務調査が終わると、当日まで不安になるかもしれませんが、過度に心配する必要はありません。

というのも、税務調査官は追徴課税をノルマにしているわけではないので、意地でも粗探しすることはありません。

特に指摘することがなければ、追徴課税なしで無事に終了することも多いです。

ちなみに、ノルマになっているのは追徴課税額ではなく件数です。

だいたい1人の調査官につき、年間30～40件の税務調査のノルマが課されていると言われています。だいたい1週間に1件程度の頻度です。

税務調査を求められた院長先生にとって、税務調査は憂鬱なものかもしれませんが、税務署員にとっても、約1週間に1回の税務調査が憂鬱な方は少なくありません。

「税務調査に来ました」と言えば、嫌な顔をされるのが目に見えているためです。

例えば月曜日に税務調査の予定が入ると、休日も憂鬱で仕方ないという調査官もいます。

税務署員も1人の人間なので、納税者同様に税務調査がストレスなのです。

また、調査官も、憂鬱な税務調査は早く終えて帰りたいと思っており、その点では納税者と同じ気持ちと言えます。

別に悪いことをして税務調査を求められるわけではありませんから、特に調査官に対して身構える必要はないでしょう。





Point4 税務調査前に税理士と相談して必要な資料を準備しておく

税務調査の準備資料は、基本的には税理士と相談しながら準備を進めていきます。

ただ、医科歯科クリニックの場合は、概ね次の書類は揃えておく必要があります。

税務調査に備える書類

- 通常過去3期分の確定申告書（医療法人なら5年）
- 決算書、決算資料
- 総勘定元帳
- 現金出納帳、預金通帳
- 患者日計表、集計表
- 診療報酬関係資料
- 社会保険、国民健康保険のレセプト総括表、決定通知書
- 給与台帳、源泉徴収簿、タイムカード
- 請求書
- 領収書
- 各種届出書
- 総会、理事会議事録(医療法人の場合)

たまに、「調査官を混乱させるためにファイルを雑にまとめた方がいい」とアドバイスする人もいますが、税務調査が長引くだけで意味がありません。

納税者である先生も、税務調査官も税務調査は早く終わらせたい気持ちが強いので、お互いストレスになるだけです。

だからといって几帳面に整理しておく必要もないですが、**せめて各期別に分けて整理しておきましょう。**

不明点があれば、最寄りの税理士とよく相談するようにしてください。



Point5

医科歯科クリニックの税務調査でよくチェックされる項目を把握する

医科歯科クリニックの税務調査では、次のことが重点的に調査されます。

一般企業や他の個人事業主の税務調査とは違う特徴があるので、把握しておきましょう。



(1) 売上の計上漏れ

① 自賠責収入の入金先

自賠責収入の入金先は請求ごとに個別に指定できるため、事業用口座以外にすることで収入の隠匿を図るケースがあります。

意図的で大規模な収入除外であると認定された場合には、重加算税の対象となりますので注意が必要です。

② 自由診療収入の除外

自由診療収入は、医院と患者間の金銭直接授受という特性から、過少計上や計上漏れが生じやすくなります。

当局には調査資料によって算定した標準的な自由診療収入割合のデータがあり、診察料や規模により一定の傾向が見られます。

税務調査の際には、その標準データとの乖離の程度もひとつの目安となります。

③窓口収入の一部抜き取り

医療保険の患者自己負担は、外来診療の都度窓口で徴収するものと、入院費のように締日を設けて請求するものとに大別されます。

これらは現金収受の形態をとるものが多いので、一部抜き取りが起こりやすくなります。

しかし患者自己負担金と保険者が支払う給付金の割合は明確に定められており、給付金から逆算して患者自己負担金の推計は容易にできてしまいます。

窓口収入と給付金のバランスに異常がみられる場合、税務調査の要因になります。



(2) 売上の計上時期

①その他の医業未収金

休日・夜間診療のように都道府県都市医師会との契約が事業年度をまたがっている場合があります。

しかし、平日・休日・年末年始で支払単価が決まっている場合は、受け入れた患者数をもとに、期末までの医療収益を未収計上しなければなりません。

②入金サイクルが不定であるもの

入金サイクルが不定であるものを入金時に収益計上している場合、医業未収金の計上漏れとして、税務調査でよく指摘されます。

③クレジットカードによる収入

自費診療、高額医療費をクレジットカードで決済する場合、入金時でなく期末までに発生した収入を計上しなければなりません。



(3)在庫の計上漏れ(架空・水増し・仮装形状の有無)

医院・クリニックにおいては、金額の大きさと扱い品目の多さから、薬品材料仕入れに不正が集中する傾向があります。

費用項目の税務調査で不正経理として大きな問題になるのは、架空・水増し・仮装計上の3点です。

利益操作の温床として、税務調査では棚卸資産の期末計上額を厳しくチェックされます。



(4)個人消費・家事消費の有無

個人開業のクリニックの場合、事業と家事費との按分が必要になるケースがあります。

主な対象は車両費・通信費・水道光熱費・借入利息・損害保険料です。

按分の基準には絶対的なものではありませんが、事業と家事の使用割合、面積割合等に基づき按分します。



(5) 交際費や消耗品の使途

交際費や消耗品がプライベートで使っていないかは、税務調査では非常によくチェックされます。

帳簿と領収書を照合し、内容や相手との関係の説明を求められます。

また、最近では照会先に問い合わせることでプライベートな使用が発覚しやすくなっているので注意して管理しましょう。



(6) 外注費の実態

ホームページや広告制作などの外注費に実態があるかどうか、税務調査では非常によくチェックされるポイントです。

- 架空の外注費ではないか？
- 給与として処理すべきでないか？

外注費は無形のサービスの対価として支払われることが多く、金額の設定基準も曖昧になりがちです。

そのため、外注費の水増しは、昔から脱税手段として用いられているためチェックされやすくなります。



(7) 架空の人件費

源泉徴収票やタイムカードなども確認されます。

医院・クリニックでの人件費で特に問題となるのは、アルバイト等を使った架空人件費の計上、専従者への不相当に高額な給与の支払い、非常勤医師の給与源泉の率や交通費の問題などです。



(7) 架空の人件費

源泉徴収票やタイムカードなども確認されます。

医院・クリニックでの人件費で特に問題となるのは、アルバイト等を使った架空人件費の計上、専従者への不相当に高額な給与の支払い、非常勤医師の給与源泉の率や交通費の問題などです。



(7) 青色事業専従者給与や医療法人の理事への役員報酬

個人開業の医院の場合、青色事業専従者給与額について、その職務内容がチェックされます。

青色専従者の業務をリストアップし、金額と職務内容の妥当性を主張できるよう準備が必要です。

また、医療法人で理事長の親族である役員に対して役員報酬を支払っている場合、その金額が職務内容に対して過大ではないかをチェックされます。





Point6 税務調査では聞かれたことだけを話すこと

税務調査では、必要な資料を揃えておく必要がありますが、税務調査官に聞かれた以上のことは話す必要はありません。

隠し事をしようというわけではなく、調査官の質問に関係ないことまで延々と話すことは好ましくありません。

早く仕事を終わらせたい調査官の印象を悪くしてしまい、余計に腹をさぐられることもあり得ます。

あくまで調査するのは調査官の仕事なので、先生や税理士は聞かれたことだけを話すだけで問題ありません。



Point7 税務調査官の質問に答えられなければ無理に答えなくていい

税務調査官の質問に対しては真摯に回答することが求められますが、即答できないことまで無理に答える必要はありません。

即答できない点があれば、税理士と相談して分かり次第回答するようにしましょう。

また、税務調査官の指摘に対して納得できない場合は、追徴課税を納付するかどうか即答しないでください。

この場合も顧問税理士と相談して納得できない理由を整理して、別途税務署と協議しましょう。

場合によっては、反論が認められることもあります。



Point8 調査官に飲食の提供はしなくていい

税務調査官は、納税者から飲食の提供を受けることはできませんし、昼食と一緒に食べることもありません。

お茶菓子くらいであれば提供しても構いませんが、手を付けない調査官が大半です。



Point9 税務調査でカルテの開示や帳簿の持ち帰りを求められたら原則拒否する

基本的には、カルテの開示や帳簿の持ち帰りを税務調査のときに求められたら、開業医の先生は拒否して大丈夫です。安易に提示しないようにしましょう。

(1)カルテの開示

カルテは患者の個人情報に記載されているものです。

税務調査官は「国家公務員上にも守秘義務があり問題ない」と言ってカルテの開示を要求することがあります。しかし、医師には職業上の守秘義務があります。

任意調査である税務調査において、調査官はカルテの開示を強制することはできません。

(2)帳簿の持ち帰り

帳簿の持ち帰りについては、納税者の承諾がなければ、調査官は持ち帰ることができません。医院としては帳簿を預けることで業務に支障をきたしたり、紛失・流出したりするリスクがあります。無制限に調査される可能性があるので拒否するべきでしょう。

その他、手元がないと業務上困る資料については借用書を作成し、税務調査官に返却日をしっかりと確認するようにしてください。



まとめ

税務調査がやってきても税理士と相談して冷静に対応する

以上、個人開業の医院・クリニックや医療法人が税務調査で気をつけるべきポイントをお伝えしました。

不正の有無に関わらず、どの医科歯科クリニックにも税務調査を求められる可能性はあります。

税務調査については、指摘事項が何もなく、追徴課税が課されないことも少なくありません。

過度に心配することなく、顧問税理士に相談して冷静に対応しましょう。

ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、
もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、
お問い合わせください。

税理士法人テラス

[東京オフィス] 〒104-0061 東京都中央区銀座8-17-5 THE HUB 銀座 OCT(旧アイオス銀座)10階

[神奈川オフィス] 〒251-0047 神奈川県藤沢市辻堂2-7-1 湘南パールビル5階

<https://trc-tax.com/>

